

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	幸進運輸有限会社	代表者氏名	野田 幸夫
主たる営業所の所在地	岐阜県羽島郡笠松町北及 647 番地		
許可番号	平成 30 年 5 月 9 日付け (般-30) 岐阜県指令第 103370 号	許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 3 月 11 日	処分を行った者	岐阜県知事
根拠法令	建設業法第 29 条第 1 項 (同項第 2 号該当)		
処分の内容 (許可の取消し)  とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し			
処分の原因となった事実	欠格要件該当 (建設業法第 8 条第 12 号)		
建設業法第 8 条第 12 号の欠格要件 (同条第 9 号) に該当し、同法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する許可の取消事由に該当すると認められるため。			
その他参考となる事項			